

議第40号

京都市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例の制定について

京都市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成23年 2月22日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例

京都市中央卸売市場業務条例の一部を次のように改正する。

別表第2 水産物部の項及び食肉部の項を次のように改める。

水 産 物 部	生鮮まぐろ類 (20キログラム以下のものを除く。), 冷凍まぐろ類 (腹部を切り開き, えらと内臓を除いたものに限る。) 及び水産物のうち別に定めるもの
---------	--

別表第3 食肉部の項中「豚枝肉」を「牛枝肉」に改める。

別表第4 使用料の欄中「1,117」を「2,168」に改める。

附 則

この条例は, 市規則で定める日から施行する。

提案理由

京都市中央卸売市場第二市場において行う卸売に係る牛枝肉及び豚枝肉の売買取引の方法を変更するとともに, 京都市中央卸売市場第一市場の加工処理場使用料の限度額を改定する必要があるので提案する。